

開 議

○**渋谷佐輔議長** おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、赤間泰広議員から資料の配付について申し出があり、会議規則第150条の規定により許可いたしましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

○**渋谷佐輔議長** 日程第1、市政一般に関する質問を8日に引き続き行います。

それでは、順次、ご指名いたします。

梅津善之議員の質問

○**渋谷佐輔議長** 順位10番、議席番号9番、梅津善之議員。

○**9番 梅津善之議員** おはようございます。

先週の暑さからは一転して、寒い毎日を送っております。体調のほうがおかしくなるぐらいの寒さでございまして、ぜひ体に気をつけていきたいなと思っております。

ことし大雪から始まって、非常に大変な冬だったなと思っておりますし、それにも増して、

春先は雪解けが早く、農作業が早目に進んだかと思っております。私自身も20数年農作業をしてるわけですが、いつになく早く田植えを終わらせて、田んぼの水見に毎日行っているところですが、人間、この欲が深くて、田んぼに入って補植なんかを、何日か前にしてみました。ところが、何年か前に使った田植え長靴を探して履いたら、もう田んぼの中で抜けてきてしまって、非常に苦労しました。

いろんな事業をいろいろしてきましたが、区切りをつけるというか、いろんな事業を整理していくにはなかなか大変だなと思ってるところで、なおかつ、田んぼに素足で入ってしまうと、皮膚がかゆくて、負けてしまって、非常に自分の弱さを感じた1年の始まりだったなと思っております。

なかなか終活というか、区切りをつけるのは難しいなと思いながら、事業の終活をするのも非常に大変だなと思っております。なかなか体に合わせて、また時代に合わせて事業を考えていかなければならないなど、自身思ったところがございます。

それでは、通告に従いまして質問していきたいと思えます。

まず、(1)新規就農……。 (1)って、一つのみでございますけども、新規就農・移住定住促進事業とこれからの地域農業の方向性とはということで質問していきたいと思えます。

28年から始まったこの新規就農・移住定住促進事業、私自身も期待をしております。他市町村は、もう10年も前から、このような事業を行っておりまして、さまざまな形で、いろんな問題点であるとか、移住してこられて農業やっちらっしゃる方がたくさんいます。今始まって3年目、今年度は予算も倍増しております。

28年度から始まったの現状について、産業活力推進課長にお伺いしたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 横山照康産業活力推進課長。

○横山照康産業活力推進課長 ご質問の新規就農・移住定住促進事業の28年からの現状についてお答えを申し上げます。

新規就農者の移住定住促進事業につきましては、平成28年度にスタートいたしました。28年度には研修生の受入協議会、これを発足しまして、現在は受け入れ農家23名、それから新規就農者2名、その他支援機関等の合計28名の会員で構成されておるところでございます。また、平成28年度においては、移住する際、それから研修期間中、さらに独立就農して5年に及ぶ、最大7年間の支援が可能な市独自の補助制度を創設いたしましたところでございます。これは、国の、従来、青年就農給付金からかわりました農業次世代人材投資資金とあわせてお使いいただけるもので、全国的に比べても非常に手厚い制度ということになってございます。

新規就農者の募集活動につきましては、東京において農林省、それから厚生省が後援する新規就農者の募集イベントでございます新・農業人フェアに受け入れ農家や新規就農者とともに参加したほか、市独自でも就農相談会を開催しております。

これらの活動の結果といたしまして、新・農業人フェア、就農相談会を通じて本市の担当、あるいは農家の方と面談、それから参加された就農希望者が、28年度は65名、それから29年度は136名、さらに短期農業体験で本市に実際においでになった、いただいた方が、28年度は5名、それから29年度も5名となっておりますが、29年度においては、うち1名の方が本市に移住されまして、平成29年9月1日から研修生として研修を行っておられます。平成30年度におきましても、過去2カ年に基づいた、基本的には同様の活動を想定しておるところでございますが、ここ2カ年の結果等を振り返りながら効果的な方策を、受け入れ母体でございます受入協議会等で検討してまいりたいと思います。今週

14日にも受入協議会の役員会を予定しております、ここの中で具体的に検討していく予定になってございます。以上でございます。

○渋谷佐輔議長 9番、梅津善之議員。

○9番 梅津善之議員 結構多くの方が長井市に来られたり、現在も1名の方が研修してらっしゃるということでございます。

国の事業とあわせて、長井市でもほかのないような事業をプラスした形で支援していくという、非常に積極的な事業になってるわけですが、この事業の、(2)に入りますけども、広げていくための課題、受け入れ側としての課題、もちろん新規就農として長井市に来られる方の課題であるとか、その辺の問題点など感じてるところあれば、産業活力推進課長にお願いしたいと思います。

○渋谷佐輔議長 横山照康産業活力推進課長。

○横山照康産業活力推進課長 お答えを申し上げます。

新・農業人フェアに、具体的に行っておるわけですが、これは全国的なイベントでございます、1日で1,000人を超える入場者がございます。全国各地からおいでいただいております。

会場のレイアウトをご説明しますと、東北地方、あるいは関東地方というような、地域ごとに分かれた配置になっております。就農希望者の、実は人気がございます、関東周辺と長野県、それから北海道、さらには瀬戸内海の周辺地域、ここに人気が集中しております。東北地方、さらに言えば奥羽山脈を越えた日本海沿岸、これは人もまばらといった状況になってございます。

ただし、本市では1日25人の面談実績がございます。これは、朝10時から4時までの面談時間なんです、1人30分を要する面談時間で、割り当てられた面談の椅子が2つでございます、これをフルに使った数字で25名ということなので、長井市は日本海沿岸の中では大健闘してお

るということは自負できるかと思えます。

ただし、この大健闘の本市をさらに超えていますのは、同じ東北エリアの中におきまして、同じ県内の大江町でございました。大江町には当市の受入協議会と同じような団体で、組織でOSINの会というのが組織されております。ことし、大分テレビのほうでも報道されておりましたので、耳に入ってるかとは思いますが、このOSINの会につきましては、当市の受入協議会の勉強会で1年前にお招きしたことがございますけれども、そのときのお話ですと、平成25年の発足で、既に7名の独立創業者、研修生も、そのときで7名という成果を出しておられるということでございました。新・農業人フェア、東京のブースでも大変にぎわっておられました。

OSINの会がこうやった人気を発揮している要因としましては、スモモというわかりやすい経営モデルをお持ちでございます。こういった具体的な作物で、新規就農者が今後生活を設計しやすいモデルを提示できるということが最大の魅力であるというふうに感じたところでございます。

一方、本市の場合ということで考えますと、議員ご承知のとおり、長井市は土地利用型の農業が主でございまして、田んぼが農地のほとんどを占めています。具体的には91%を超えるようです。こういった土地利用型の農業は、ご承知のとおり、初期投資が非常に大きなものでございまして、新規就農として入るにはなかなか困難だということになってまいります。

したがって、果樹でありますとか畑というところへ向かうわけなんです、本市の場合は、その経営モデルというのが、田んぼが91%もあるがために、はっきりしていないというところがありまして、全国で人気の関東でありますとか北海道、瀬戸内海沿岸というところと比べると、新規の就農希望者がイメージしやすい

モデルがないというところが課題だというふうに感じております。

したがって、本市におきましても、こうした新規就農者、希望者にわかりやすい営農モデルの必要性というのがございまして、新・農業人フェアに参加された受入協議会の皆様とも、そういったこと、共通した意見としてお話をしておりますので、果樹それから畑等における新規就農者にもわかりやすい事業モデルを、例えば6次産業化の取り組み等とも連携しながら創出してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 9番、梅津善之議員。

○**9番 梅津善之議員** 非常に問題点っていうか、農業に対するの魅力も含めた中のことを、今横山課長に答弁いただきました。

私もそのとおりだと思っておりまして、何より大事なことが、この地域でやってる農業に、やってる人が魅力を感じないところに、ほかから一生懸命、じゃあ、やってみるかなんていうのが来るか否かというところが一番の問題としてあるのかなんていうことを私自身も感じておるところでございます。

そこで、(3)農業法人への受け入れの支援や協力してくことも必要だと思うということの質問を、同じく産業活力推進課長にしたいと思うんですけども、とりあえず3年間の研修期間を終えて、同じような作物をつくれればそりゃいいのかもしれませんが、決してそうでもないかと思うと、その間でいろんな技術を習得したほかに、個人がそれぞれの思いがあるような農業へ向かっていくような体制も私は必要かなと思っておりまして、隣町のというか、例も今上げていただきましたが、スモモ、非常に参入しやすいわけですね。植えてから3年ぐらいたったら収穫できるようになると思うんですけども、そういう生産者の方がたくさんいらっしゃる。さらにはそういう園地もあるという、

条件がそろってるので、すごく入りやすい。もちろん販売ルートもきちっとした、確立されてて参入しやすいという点が一つあると思います。

あとは、私、調べた中では、和歌山県のある農業法人、ミカンをつくってる方で、やっぱりそこにも就農、就職している方が全国から殺到してると。これは、研修期間を経て、その法人等に就職するというような形が、非常に、ほかから入ってくる分ではすごく魅力的だということがあると思います。

このとおり、この地域では雪も降りますし、苛酷な自然環境の中で作物を、毎年同じ収量並びに品質でつくり続けるというのは非常に大変なことであると思いますし、それを自分のなりわいとして、ここに住んで生活してくというのは、相当の覚悟がないと多分できないんだろうなというふうな感じで私も思っております。

とすると、市内の農業法人の受け入れの強化であったり、例えばその農業法人、土地利用型が主としている農業法人であったとしても、いろんな形の展開を試みていくことに支援していくようなことであったり、すると、周年を通じた収穫作業や体験も含めて、新たに来られる方も感じられるところがあるんじゃないかなと、私は思っております。

そういった中の支援、もちろん受け入れ農家、私もそうですけども、そういうことの支援もひとつとしていかないと、受け入れる側の努力がまだまだ必要ではないかななんて思ってるところですけども、その辺については、産業活力推進課長、どのようにお考えでしょうか。

○**渋谷佐輔議長** 横山照康産業活力推進課長。

○**横山照康産業活力推進課長** ただいまの件にお答えをいたします。

これまで、新・農業人フェアでの実例、実際の現場の話からさせていただきたいと思います。この新・農業人フェアにつきましては、例年ですと7月、9月、11月、2月の年4回の開催を

されております。2年ほど前までは新規就農希望者と、議員言われるような雇用を希望する就農希望者をあわせての募集イベントというふうになってございましたが、昨年あたりから雇用就農希望、雇用されたいという方に特化した募集イベントが年4回のうち2回ということに変わってきております。農業を希望する方の志向が、自分が経営者になりたいという方から雇用されたいという方に志向が移ってきているということが実際あるようでございます。

本市の場合、繰り返しますが、土地利用型の農業が多いわけでございますけれども、この土地利用型の農業は、多分最初に個人経営者が大規模化を図っていくと。そこがだんだん限界が来ると、集落営農に変わっていく。さらには法人経営に変わっていくというような流れがあるかというふうに思います。

現在、集落営農や法人化をされておられる経営者の方においても、必ずしも後継者が万全という方は、なかなかそういうわけではないというふうにお見受けをしております。この点からすると、やはり地域の農業を守るためには、雇用も可能な法人経営のあり方というのを将来的には確立していただいて、雇用就農希望者を受け入れていただけるような体制が必要だということを考えております。

こういった受け入れが可能な法人経営のあり方、こういった農作物をつくっていけばよいかということにつきましては、残念ながらまだ産業活力推進課、その部分については素人でございますので、今後、受入協議会にも参加していただいております法人の方々と検討してまいりたいというふうに考えております。そういった検討の中で、将来的には法人経営のあり方であるとか、モデルになるような経営のあり方を探っていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○**渋谷佐輔議長** 9番、梅津善之議員。

○9番 梅津善之議員 いずれにしても協議会と
の中でさまざまな検討がなされて、魅力ある農
業の生産地であることが最大の新規就農・移住
定住促進事業の魅力にもつながっていくことだ
と、私も思っておりますし、そうあるべきだな
と思っております。

もう一つ、例というか、現状をお伝えさせて
いただくと、例えばサクランボ、県内でも高齢
化でビニールのかけかえとか、外し方とかでき
なくなって、そういうことを業者に頼んでる農
家の方、さらには、もう廃園になって、木だけ
残っているような状態のところ、同じことが、
これはリンゴ園とかでも、リンゴの園地でも同
じようなことがあるとお聞きしておりますし、
市内でも、伊佐沢地区あたりはもう採算が合わ
ないので、切り倒してしまいましたなんていう
ことを聞いたりします。むしろそういうところ
にマッチングできるような受け入れ者であつたり、
そういうところに魅力を感じる方がいること
を、むしろ前面に出して募集をかけたなりとい
うことも私は可能だと思います。

1年や2年でやっぱり木が成木になつたりし
ないわけで、そういった園地を引き継ぐことが
できるということは、お互いにメリットがあつ
たりするということだと思いますし、今までや
つてた人が合わないのが、新しい人が来て合う
かっていうと決してそうではないと私は思つて
おまして、例えばリンゴであれば加工までで
きるとか、アップルパイをつくって売るとか、
さまざまな形の農業ということが、可能性とし
てはあると思います。ぜひそういうことを支援
できるような体制、あとは、課長もおっしゃつ
ておりましたが、必ずしも後継者がいるわけ
ではないとすると、自分の農地を子孫が継ぐとい
うことじゃなくて、そうでない方が地域の後継
者として守っていくような事態も、可能性とし
てはあり得るのかななんていうことも思つてお
りますし、もっと小さい範囲でいえば、ケーキ

やゆべしなんかつくっていた方も高齢化でき
なくなっている現状なんかを見ると、そういっ
たところに目を向けた新規就農・移住定住の事
業なんかも、チャンネルとしては、発想として
はあってもいいのかななんて思っておりますし、
それがやがては地域の魅力であつたり、いろん
な人が集まってきて、楽しい地域だということ
になるのではないかななんていうことを常々思
つてるところでございます。

朝から終活の話をしておりますが、なかなか
人間の引き際というのは難しいところありまし
て、いつまでやっててできるのかななんて自分
でも思つてるんですが、それを急にきょうやめ
て、あした引き継ぎお願いしますなんつっても、
これはできないですよ、何年かそういうこと
を、引き継ぎの期間とかあつて、自分のノウ
ハウをお伝えしながら、新しい発想のもとで農
業が継続される、あるいは6次産業化に結びつく
ような体制をとっていけることが、この事業の
一番の目的なり、魅力であると私自身思つてお
ります。

さらに(4)の質問ですが、やっぱり購入す
る機械に助成してるなんていう地域はどこにも
なくて、これも一つの魅力であることが十分理
解できるんですけども、結果として、農家でな
い人が農地を買うことは、基本的にはなかなか
難しい。さらには賃貸借といつても、現状を見
ればなかなか難しいところがあるのではないか
なと思っておりますし、研修に来ている方でさ
えも、研修期間終わった後、どうするのかな
なんていうのが不安として多分あると思うん
です。そういうことはどのようにお考えか、産
業活力推進課長にお尋ねしたいと思います。

○渋谷佐輔議長 横山照康産業活力推進課長。

○横山照康産業活力推進課長 お答えをいたしま
す。

現在就農研修生としてお一人の方が研修に励
んでおられるわけでございます。研修期間は、

実は2カ年となっております。なっておりますので、平成29年の9月に研修を開始されたこの方については、平成の31年8月までということになっております。それまでには、長井で就農していただくためには農地を確保する必要がございます。非常に喫緊に迫った課題というふうに考えておるところでございます。農地の確保には、農業研修生等の受入協議会において、もちろん心当たりを探していただいております。

ただ、就農については、ご承知かと思いますが、50アールという、制度上の要件もございますことから、昨年度末から農業委員会と受入協議会の打合会などをさせていただいております。この解決に向けて引き続き協力をお願いをしているところでございます。

○**渋谷佐輔議長** 9番、梅津善之議員。

○**9番 梅津善之議員** やっぱりなかなかその辺は難しいことだなと思います。

これは現実にあるパターンで、隣町で研修された方が、農地を求めることができなくてか否か、それはちょっとわかりませんが、県内の違う地で、研修終わってから就農されたなんということもございますし、現実、長井市でも他町村からお見えになって、長井市で就農したという方もいます。やっぱり、揺りかごから墓場までというわけではないでしょうけども、どうせやるんだったら、徹底して、ここで研修したら、ここで農業していただきたいなと思っております。せっかく研修して、地元の方と仲よくなれたのに、やっぱり、いろんな条件のもとで、他で就農しなければいけなかった状況なんかあるのをお聞きするに、何か寂しいななんていう思いがあったりします。

5番目の50アール要件について、今課長からお話ありましたけども、9月にも、新しく農業委員会の会長がかわられたときに同じような話をさせていただいております。

検討中ということだとは思いますが、現

状について、農業委員会事務局長からお聞きしたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 桐生芳弘農業委員会事務局長。

○**桐生芳弘農業委員会事務局長** 50アール要件などについてどう考えるというご質問でございますが、議員ご承知のとおり、農地の売買や貸し借りをする場合には農地法第3条によりまして、権利取得後の経営面積が50アールに達することが要件とされております。一方で、新規就農を促進するために適当と認められる面積であれば、農業委員会の判断で50アールより小さい別段の面積を設定することができるということも、同じ農地法でされているところでございます。

ことし1月に開催しました新規就農者の受入協議会と農業委員との意見交換会の中では、新規就農者が最初から50アールの農地を所有または借り受けて農業経営を始めるのはハードルが高く、50アール要件を緩和してほしいというような要望をいただいたところでございます。また、市内におきましては、農業振興地域内の中央地区や中山間地域を有する伊佐沢地区においては、農家の経営面積が小さい傾向にあるため、農地を取得または利用権設定をしたくとも、50アールの要件が壁になって許可が出せないというケースもございます。

これらを踏まえまして、農業委員会の中では農地専門部会を中心に、50アールの要件について検討を行いまして、今年度内に結論を出したいというふうに考えているところでございます。

○**渋谷佐輔議長** 9番、梅津善之議員。

○**9番 梅津善之議員** なかなか制度的なもので難しい現状にあるんだなということと、ぜひ新規就農に関しては、移住定住、ほかから入ってくることも含めて、条件の緩和であったり、そういう人に限りとか、そういう政策も含めてご検討なされて、ぜひいい結果が出ればなと願っております。

そのようなことを考えると、小さな中でもさ

まざまな農業の形態なんか期待できるし、まさに6次産業の草分けというか、スタートができるような体制を整えてやるのが地域の活性化につながっていく、並びに地元の農家もひとしく刺激を受けて、新しい農家であったり、販売方法であったりなんていうことを、お互い切磋琢磨しながらやっていけるのではないかなと思っております。

あとはもう1点、(6)に移ります。これは地域づくり推進課長にお伺いしますけども、空き家という定義から、建設課長にもお聞きしたことがあったんですが、農地付きの空き家なんているのを把握してらっしゃるか否かですけども、ぱっと見渡すと、市内には結構あるんだなということを感じます。

件数までを数えたことはないんですけども、こういうのも含めた、機械とかなんかに助成することも当然いいことだと思いますけども、住まいと農地、畑も含めた中でのマッチングなど、それを考えられているか、地域づくり推進課長にお伺いしたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 新野弘明地域づくり推進課長。

○**新野弘明地域づくり推進課長** ご質問の新規就農事業者と農地付き空き家のマッチングにつきまして、お答え申し上げます。

現在、全国的に自治体を中心とした空き家・空き地バンクの取り組みが広がっております。そうした状況を踏まえまして、国土交通省におきましては、地方における空き家の利活用や移住促進に向けまして、農地付き空き家を移住者に提供する取り組みが普及されておまして、平成30年、ことしの3月に「農地付き空き家」の手引きを作成しております。

本市の空き家バンクの整備につきましては、眠ってる空き家の取引を活性化することを目的といたしまして、Aランクの優良空き家を中心に、所有者の意向を確認した上で空き家バンクへの登録を行い、ことしの3月から市のホーム

ページで、空き家とそれに付随する宅地情報を公開しております。今のところ本市の空き家バンクの整備におきましては、農地情報につきまして把握しておりませんので、今後国の手引を参考にしながら、農地情報の収集を手順に追加して、また農地面積50アールの要件につきましても、緩和を含めまして、農業委員会やそのほか関係部署と調整を図りながら、農地付き空き家の情報整備を進めてまいりたいと考えております。

ホームページで農地つきを表記し、発信することによりまして、新規就農を考えている移住者に対しましても、ウェブ上での検索性が向上しますし、マッチングの可能性を高めることができるかと思えます。また、空き家の写真に加えまして、農地の写真も掲載することによりまして、新規就農者の関心も高まるものと考えてるところでございます。以上でございます。

○**渋谷佐輔議長** 9番、梅津善之議員。

○**9番 梅津善之議員** ぜひ各課連携をとっていただいて、いろんな形で新規就農・移住定住事業がうまくいきますことを願って、きょうは質問させていただいております。

地元の農家の思いとすれば、自分のノウハウを教えて、自分と同じ仕事をふやすってということは、あらかじめ若い人を育てていくってこと、なかなか難しいというふうに私、思っております。それを積極的に進めて、地域農業の維持を図りながら、新しい農業への扉を開いてくような形をとっていくことを、全体として支えていくような体制が、私は必要だと思っております。

なかなか、ほかから来た人を仲よく受け入れて、一緒にやりましようっていうのを、難しいなというふうな例が一つありまして、具体的に言いますと、天童市のねぎびとカンパニーなんかは、すばらしい販路を持ちながら、普通のネギをどがどがと販売、もう市場単価の倍ぐらい

で売っているわけですね。ところが、地域からはなかなか受け入れない現状があったりすることをお聞きします。農地であったり、農家であったり、水のことや田んぼや畑も、土地のことを含めると、新規就農者が一緒に、地域の農家とともに地域の農業を支えていくような形をつくるのは並大抵のことではなくて、みずからのなりわいと地域とのかかわり等も含めて、なかなか大変なところがあるんだなと思ってるところでございます。

最後に、市長には、人口減少を食いとめていく一つのチャンネルとしてのこの移住定住促進事業、並びに農業振興とも絡めた中で、地域の農業と、新しい形の農業なんかを含めた、これからの農業の思いということをお伺いしたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 内谷重治市長。

○**内谷重治市長** 梅津議員にご質問いただきました新規就農・移住定住促進事業と長井市全体の農業振興の考え方はというご質問にお答えいたします。

梅津議員もご存じのように、長井市の農業の現状については、農家戸数で見ますと、第2種兼業農家が、1980年代がピークで、1,700戸を超えておりましたけれども、2015年には473戸と約4分の1まで減少しております。一方、専業農家は、1992年に108戸と最低の戸数になってしまったんですが、2015年には179戸と200戸近く、200世帯ぐらいにふえているということです。

このことから、長井市の農業は水田を中心に農地の集約化が進み、一経営体単位当たりの規模は今後もますます拡大方向にあるというふうに言えると思います。さらに個人経営による規模拡大には労働力の限度があることから、集落営農や法人化による集団化が進むものと思われ

ます。しかしながら、集落営農や法人の現状を見ま

すと、農業者の次の世代が確保されている例は少なく、増加している兼業農家にしても、将来的には減少が危惧される場所です。また、果樹や畑作等の収益性の高い作物については、長井市の農地のほとんどが田、水田であることから、経営面積は小さく、栽培技術や労働力も必要なことから減少傾向にあります。この現状を招いている要因は、産地としてのブランド力が乏しく、将来に希望が見えないために後継者が確保できないなどがござい

ます。新規就農・移住定住促進事業においては、法人経営の就業者と、果樹、畑における後継者の確保等を目指してまいりたいと思います。新規就農者の募集を通じて、雇用ができる法人経営のあり方や、果樹、畑作物においては、6次産業化などを図り、付加価値を高める取り組みを推進することによって、新たな長井市の農業経営のモデルを創出してまいりたいというふうに考えております。

先ほど来産業活力推進課長からありましたように、農業をやりたいという、もともと農業に縁のない、縁がないではないですね、もともと実家とか農業にかかわったことない人でも農業をやりたいって人が非常にふえてるわけですが、その大半は自分で、最初から独立して食っていくということに対して非常に自信がない、これ当然ですけども、ですから、雇用就農を望んでる方が非常に多いと。

長井の場合は、法人化等々で、もし雇用就農ということについていただいたとしても、じゃあ、将来長井市の法人化は、ほとんど水田中心の法人化でありますので、じゃあ、水田を、自分で将来できるかという、やはり同じ問題が生じてくるわけですね。規模拡大して、あと個人経営ではなかなか難しいと。したがって、先ほど来ありますように、経営モデルとして水田以外のものを中心に考えないといけないと。その点、長井市の場合は畑地が非常に少ないとい

うことだと思っております。

あと、例えば先ほど地域づくり推進課長のほうでお答えいたしましたけれども、農地つきの空き家とかっていうのは、そういうことから考えますと、雇用就農する人は全く考えないわけですね。そういうことを考えられる方はやっぱり、年金をきちんと持ってるとか、もらってるとか、あるいはある程度、働かなくとも生活、十分できるという人が趣味とか、あるいは農業を楽しみたいという人が、そういうケースもあるんだろうと。長井市の場合、今後方向性として考えられるのは、例えば米沢あたりで、いわゆる畜産関係の牧場などが、もう30名ぐらい若者が就農して、ご存じだと思うんですが、ああいっただ畜産関係はある程度考えられるんじゃないかと。

ただし、畜産っていうのは非常に投資が、リスクがかかってきますから、長井市の場合には畜産で法人、されてるところはないわけですね。ですから、雇用就農できないわけですね。したがって、やっぱり考えられるのは、例えばハウス園芸なんでしょうけども、ハウス園芸も法人化されてるところってないもんですから、なかなか雇用就農は難しいと。いろいろ考えられることはあるんでしょうけども、やはり、例えば醸造用のブドウで、それを栽培しながらハウス園芸をして、そして行く行くは、6次産業化でワイナリーを、小さいワイナリーをつくるとか、それをある程度、園地を確保して、5世帯、5世帯というか5人だけ募集して、指導しますから一緒にやりませんか。多分1人では心細いんですよね。したがって、雇用就農じゃなくても、そういうふうにして市が、あるいはいろいろな農家の皆さんと協力し合って、そういうプロジェクトを組んで、例えば5人の農家に、それぞれ1ヘクタールずつぐらい何とかお借りできるような段取りをして、そしてまずは醸造用のブドウを栽培する。5年目ぐらいからでない

物にならないでしょうから、その後、ワイナリーをつくって、そうすると、5つのワイナリーができるわけですね。その間、やはりブドウっていうのは、そんなに、365日というよりもほんの、片手間ではないですけども、できますので、そうしますと、あとは、主に別なものの、例えば花でもいいですけど、花卉とかハウスとかそういったことも一緒にやってみたいな形で募集する、一つのパターンとしてはそんな形がいいんじゃないかなと。

やはり6次産業化に進める、つながるっていうことで、就農する人なども夢が持てますし、それはホップでもいいわけですよ、ちょっとビールは難しいかもしれないですけども、そんな作物がいろいろあるんじゃないかなと。長井市独自のものをぜひ、いろいろご提言などいただきながら、農家の皆様とも、あるいは6次産業化の推進協議会の皆様とも相談しながら、何かまた新たな方向を見出していきたいというふうに思います。

○**渋谷佐輔議長** 9番、梅津善之議員。

○**9番 梅津善之議員** ぜひそのような新しいものの形の農業を、地域外の方からいろんな提案もいただいたり、あわせて地域の方も、ともどもやっていけるような体制が一番いいのではないかと思いますし、もちろん今、市長おっしゃられたワイナリーなんかできて、地域に活性化できるようなことができれば非常にありがたいと思いますし、そういった6次産業を促すような体制づくりや、もちろん私たち農家も含めた中での検討をして、取り組まなきゃいけないことだなと思っておりますし、たくさんあると思います、いろんな形の農業が。今、行者菜であったり、菊芋であったり、さらにはコンニャクとかいろんなご提案されてる部分もあったりするし、いろんな魅力を出せる農産物をつくって、それを6次産業化に結びつけていけるようなことが、この事業でできたらなと私も思って、い

ろんな質問をさせていただきました。

先日、本屋に行ったら、90歳まだ現役なんて本があって、ちょっと買ってしまいました。何でそうかっていうと、70ぐらいになってから、そのお母さんが1人でゆべしづくりを始めたそうなんですよね。90歳になっても、そこに来られる方は、ゆべしを食べにわざわざ来るそうなんです。すばらしい、その写真も笑顔で、生きがいを感じてやってらっしゃる姿と、そういう気持ちが、その人にはあるんだなということを読ませていただいて感じたところでした。

冒頭から何か、私の終活の話をしていただきましたが、なかなか自分がどこまでできるかなんつうことは誰もわからなくて、その思いを持つてることが大事なんだなということ、その本で読ませていただきました。

いろんなことで悩みながらも、新しいことに挑戦していく気持ちを育てていけるような、事業を含めて一緒にしていければなと思っております。

以上で質問を終わりたいと思います。

赤間泰広議員の質問

○渋谷佐輔議長 次に、順位11番、議席番号10番、赤間泰広議員。

(10番赤間泰広議員登壇)

○10番 赤間泰広議員 おはようございます。

公明党の赤間泰広でございます。今定例会最後の一般質問になりました。いましばらくよろしく願い申し上げます。

初めに、私の質問は、職員の市民への対応についてであります。

先ごろ、ことし春から地区長になられた方からのご相談、苦情を頂戴いたしました。地域の問題解決のために市役所を訪れ、相談されたそ

うであります。1カ所目は、後ほど回答するということで、2カ所目のところは、現地を確認するというので帰ってきて、翌日、職員の方が来られて、現地を確認されて帰られたことで、ここまでは筋書きどおりであるが、その後、1カ月もたつのに何の音沙汰もないので、私のところに来られたわけであります。言わずもがなでございます。

この方は、長年、民間の会社に勤められた方でありまして、民間の厳しい現実を見てこられて、QCサークル活動を事務所でされては、さらに5S活動などもされてはいかがでしようかと提案をされました。また、民間企業に1カ月から2カ月研修に行かれたらよいのではともご提案をいただきました。

このことについて、職員の指導をされております副市長にお尋ねいたします。

なお、この方は、職員の名前も担当課もおっしゃっていませんでしたので、つけ加えさせていただきます。

次に、不燃ごみ用指定袋をさらに小さなサイズを加えることについて、質問させていただきます。

今回の質問も市民の方からのご意見からであります。不燃ごみ用指定袋が大き過ぎていっぱいになるまで時間がかかる。もっと小さなサイズの袋が欲しいというご意見であります。

確かに茶わん1個、皿1枚割れても、一番小さな30リットルの袋では大き過ぎます。一回一回、その都度捨てればよいという意見もありますが、それは大変にもったいないことでもあります。このもったいない精神が、特にひとり暮らしの方や高齢者が痛感しているところです。さらには、割れ物を長期間家庭に置くことは危険であります。

そこで、不燃ごみ用指定袋の小さなサイズ、せめて従来の半分以下の10リットル袋を加えることに、考えについてお伺いいたします。